

都城市中心市街地居住推進事業 補助金交付要領

問い合わせ先

商工観光部 商工政策課 中心市街地活性化室

TEL0986-23-2983 FAX0986-23-2658

E-mail toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp

1. 中心市街地居住推進事業

【事業目的】

中心市街地中核施設「Mallmall」の開館を契機に、中心市街地への流入人口が大幅に増加する中、新たに居住機能の集積を促進することで、定住人口の増加を図り、中心市街地の更なる活性化を実現するとともに、居心地が良く、歩きたくなる「まちなか」の形成を促進します。

【事業の種類】

○共同住宅等整備促進解体事業

新たに分譲又は賃貸の共同住宅等の整備に供する用地確保の為に、既存の建物等を解体する経費に対し、一部を補助します

○共同住宅等整備促進事業

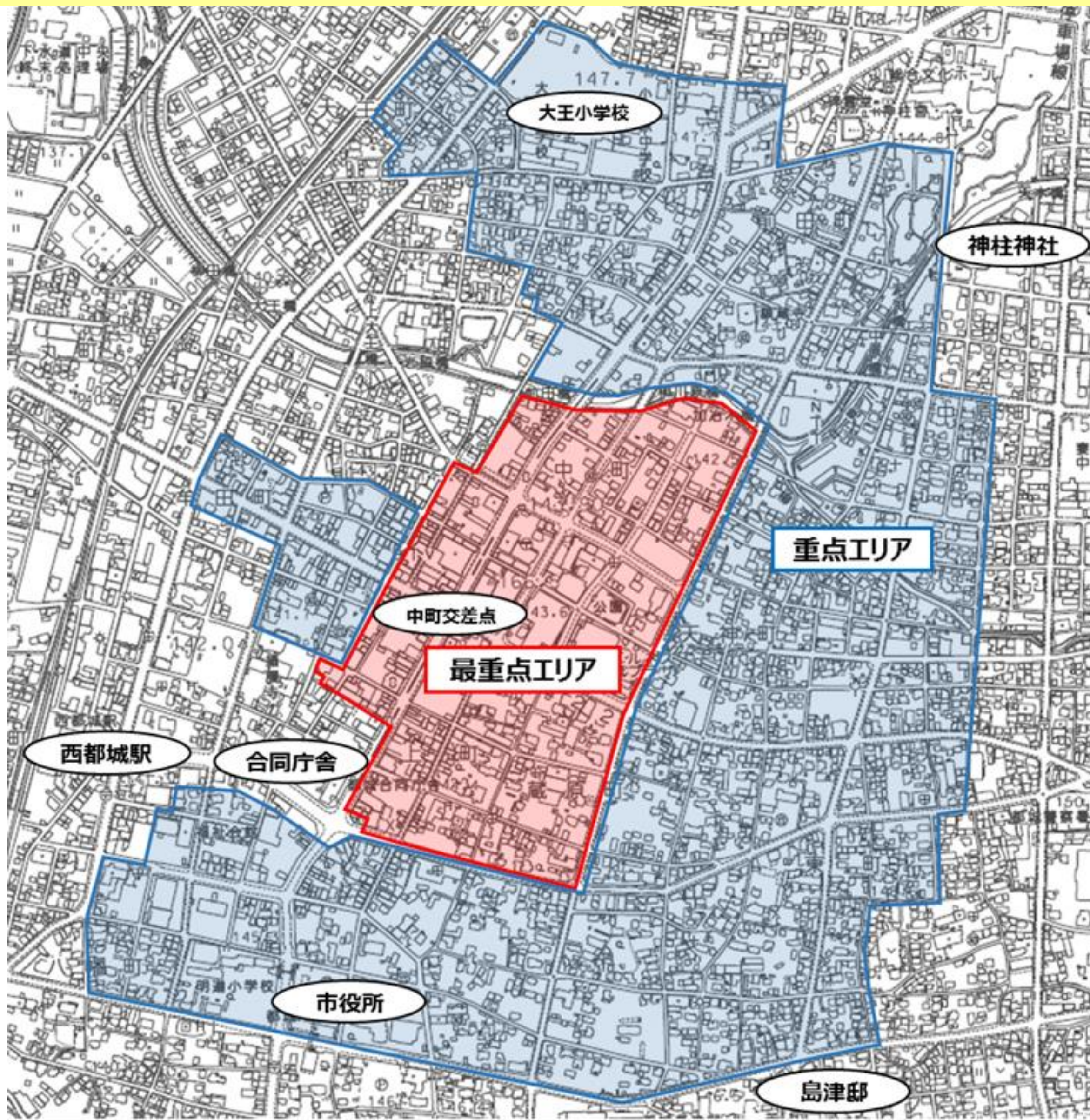
新たに分譲又は賃貸の共同住宅等整備における居住部分の建設にかかる経費に対し、一部を補助します

○共同住宅等リノベーション促進事業

既存の共同住宅等において、単身向けの住戸を世帯向け住戸にリノベーションし、分譲又は賃貸用に供するために行う改修工事等に要する経費に対し、一部を補助します



2. 事業の対象エリア



3. 事業の流れについて

- ① **補助金等交付申請（申請者→市）** ※工事契約締結前に交付決定を受ける必要があります
 - ・工期が年度末を超える場合は、予算の状況により、都城市議会の承認が必要となる場合がありますので、その場合は補助金等交付決定までに3ヵ月程度時間を要します
- ② **補助金等交付決定（市→申請者）**
 - ・申請に対する審査には、2週間程度時間を要します
- ③ **工事契約締結・工事の着手（申請者）**
 - ・補助金が交付決定後、速やかに工事に着手する必要があります
- ④ **都城市中心市街地居住推進事業着手届の提出（申請者→市）**
- ⑤ **工事の完了、補助金等実績報告書の提出（申請者→市）**
 - ・本事業は、精算払いでの補助金交付となりますので、工事業者等への支払いが実績報告までに必要となります
- ⑥ **完了した工事の現地確認（市）** ※入居前に完了検査を受ける必要があります
- ⑦ **補助金の請求（申請者→市）**
- ⑧ **補助金の交付（市→申請者）**
 - ・補助金の支払には、請求から3週間程度時間を要します

4-1. 共同住宅等整備促進解体事業

1 事業内容等

補助内容・補助条件	対象エリア	補助率	補助上限額 (万円)
特定地域内において、新規に分譲又は賃貸の共同住宅等の整備に供する用地確保の為に必要な建物等の解体事業に対する補助 ●補助対象経費の上限額は1㎡当たり2万円とする ●解体工事に係る必要な調査、届出等を行うこと ●業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること ●解体後3月以内に、新規に分譲又は賃貸の共同住宅等の整備事業に着手すること ●解体後、第4条第2号に掲げる共同住宅等整備促進事業を活用する場合は、共同住宅等整備促進解体事業の補助金等交付申請時に共同住宅等整備促進事業の補助金等交付申請も同時に行わなければならない	最重点	4 / 5	3,000
	重点	1 / 2	1,000

2 応募書類等

補助金等交付申請時	実績報告時
1 補助金等交付申請書（様式第1号）または（様式第1号の2） 2 収支予算書（様式第9号） 3 市税の滞納のない証明書（都城市）（ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要） 4 解体工事の仕様明細を含む見積書（2者以上） 5 解体工事着手前の現況写真（外観、内装） 6 建物の登記事項証明書又はそれに類するものの写し 7 申請者が建物所有者でない場合は、建物所有者との解体の了承について証明できる書類 8 工程表（様式第8号） 9 申請者の住民票（法人の場合は、法人の登記事項証明書） 10 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあっては、次の区別に掲げる書類を提出すること。 （1）都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の解体 同補助金の交付決定書の写し （2）同補助金を活用しない建物の解体 ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類 11 その他市長が必要と認める書類	1 補助金等実績報告書（様式第6号） 2 収支決算書（様式第10号） 3 解体に係る工事請負契約書の写し 4 事業内容の内訳が分かる書類 5 施工前及び施工後の写真 6 建設リサイクル法に基づく届け出書類の写し（届け出が必要な場合のみ） 7 建物滅失登記申請書の写し 8 領収書の写し 9 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあっては、次の書類を提出すること。 （1）分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し （2）除去等事業に関する関係法令の届出等の写し

※詳細は、都城市中心市街地居住推進事業費補助金交付要綱をご覧ください。

4-2. 共同住宅等整備促進事業

1 事業内容等

補助内容・補助条件	対象エリア	区分	住戸専用面積	1戸当たりの限度額(万円)	1棟当たりの限度額(万円)
特定地域内において、新規に分譲又は賃貸の共同住宅等整備における居住部分に対する補助 ●新規に整備する共同住宅等の戸数は2戸以上 ●建築基準法第6条第1項または第6条の2に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を着工までに受けていること ●業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること ●入居者の公民館組織加入促進に努めること（自治公民館加入申込書を入居者に配布すること） ※宅地分譲や戸建住宅の建設等は対象になりません	最重点	分譲用	60㎡以上	200	5,000
			25㎡以上	100	
		賃貸用	60㎡以上	150	3,000
			25㎡以上	75	
	重点	分譲用	60㎡以上	100	1,500
			25㎡以上	50	
		賃貸用	60㎡以上	75	800
			25㎡以上	33	

2 応募書類等

補助金等交付申請時	実績報告時
1 補助金等交付申請書（様式第1号）または（様式第1号の2） 2 収支予算書（様式第9号） 3 市税の滞納のない証明書（都城市）（ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要） 4 工事の仕様明細を含む見積書（2者以上） 5 工事着手前の現状写真 6 土地の登記事項証明書 7 申請者が土地所有者でない場合は、土地所有者との建設の了承について証明できる書類 8 工程表（様式第8号） 9 建築基準法第2条の12に規定する設計図書等（平面図・立面図・仕様書） 10 戸数が分かる書類 11 補助対象となる住宅部分の延床面積が分かる書類 12 申請者の住民票（法人の場合は、法人の登記事項証明書） 13 確認済証の写し（工事着手までに） 14 その他市長が必要と認める書類	1 補助金等実績報告書（様式第6号） 2 収支決算書（様式第10号） 3 工事に係る工事請負契約書の写し 4 事業内容の内訳が分かる書類 5 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し 6 分譲又は賃貸用住宅への入居募集を行っていることが分かる書類 7 施工前及び施工後の写真 8 領収書の写し

※詳細は、都城市中心市街地居住推進事業費補助金交付要綱をご覧ください。

4-3. 共同住宅等リノベーション促進事業

1 事業内容等

補助内容・補助条件	対象エリア	補助率	1戸当たりの 限度額(万円)	1棟当たりの 限度額(万円)
特定地域内の共同住宅において、単身向けの住戸を世帯向け住戸にリノベーションし、分譲又は賃貸に供するために行う改修工事に対する補助 ●リノベーション後の建物が新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認において適用される基準をいう。以下同じ。）を満たしていること ●建築課及び消防局に事前協議を行うこと ●着手した事業については、着手した日の属する年度の末日までに事業を完了すること ●共同住宅において、単身向けの住戸から、世帯向けの住戸とする等、世帯員の増加に資する改修を含む事業であること ●工事前の共同住宅等が、4戸以上であること ●業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること ●入居者の公民館組織加入促進に努めること	最重点	4 / 5	160	3,500
	重点	1 / 2	100	1,000

2 応募書類等

補助金等交付申請時	実績報告時
1 補助金等交付申請書（様式第1号）または（様式第1号の2） 2 収支予算書（様式第9号） 3 市税の滞納のない証明書（都城市のもの）（都城市）（ただし、市税の納税状況調査に同意する場合は、不要） 4 工事の仕様明細を含む見積書(2者以上)の写し 5 既存建物の所有者が分かる書類 6 既存建物の所有者と申請者が異なる場合は、所有者との改修についての同意書 7 工程表（様式第8号） 8 建築基準法第2条の12に規定する設計図書等（平面図・仕様書） 9 工事経費の内訳が分かる書類 10 工事着手前の写真 11 建築課及び消防局協議事項確認書（様式第11号） 12 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあつては、次の区分別に掲げる書類を提出すること。 （1）都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の解体 同補助金の交付決定書の写し （2）同補助金を活用しない建物の解体 ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等 イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類 13 その他市長が必要と認める書類	1 補助金等実績報告書（様式第6号） 2 収支決算書（様式第10号） 3 工事請負契約書の写し 4 事業内容の内訳が分かる書類 5 検査済証（確認申請が行われた場合に限る。） 6 分譲又は賃貸用住宅への入居募集を行っていることが分かる書類 7 施工前及び施工後の写真 8 領収書の写し 9 新耐震基準を満たしていることが分かる書類 10 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあつては、次の書類を提出すること。 （1）分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し （2）除去等事業に関する関係法令の届出等の写し

※詳細は、都城市中心市街地居住推進事業費補助金交付要綱をご覧ください。

新 城



宮崎県 都城市 商工部 商工政策課 中心市街地活性化室

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号

TEL : 0986-23-2983 FAX : 0986-23-2658

E-mail : toshin@city.miyakonojo.miyazaki.jp
